

## 議第73号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年5月31日提出

京都市長 松井孝治

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 淀娯楽・レクリエーションB地区の項を次のように改める。

淀娯楽・レクリエーションB地区	淀娯楽・レクリエーション地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
向島国道1号周辺地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）向島国道1号周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 淀娯楽・レクリエーションB地区の項を次のように改める。

淀娯楽・レクリエーションB地区	壁面の位置の制限	敷地境界線までの距離の最低限度 5メートル
向島国道1号周辺地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 事務所 (2) 倉庫 (3) 工場（法別表第2（る）項第1号に掲

		げるものを除く。) (4) 前3号の建築物に付属するもの (5) バス停留所の上屋
	容積率の最高限度	10分の20
	建蔽率の最高限度	10分の6
	建築物の敷地面積 の最低限度	10,000平方メートル
	建築物の高さの最 高限度	42メートル

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

向島国道1号周辺地区に係る地区計画の決定に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。